



発行 東京都

目次

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……一

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……一

公告

○開発行為に関する工事完了……二

……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……二

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……二

……(産業労働局商工部地域産業振興課)……二

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一
件)……三

告示

●東京都告示第十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十九年一月十日

東京都知事 小池 百合子

一日時 平成二十九年二月二日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社ファーストリンク

(二) 代表者氏名 代表取締役 北尾 美暁

(三) 主たる事務 世田谷区太子堂一丁目十二番三十九号
所の所在地 三軒茶屋ビル三階

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九五〇六四号

(五) 免許年月日 平成二十五年二月十五日

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月十日

東京都知事 小池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本記録映像振興会

三 代表者の氏名 左古 輝人

四 主たる事務所の所在地 東京都調布市深大寺元町四丁目二十六番地二十二

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民による非営利的な記録映像の制作、上映、保存、及びそれに関連する活動を通じて、作品制作への意欲を持つ人々が互いに交流し、楽しみながら技術の向上を図ることにより、広く長く公益的意義を持つ記録映像の文化を形成し、その発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人府中ICTネットワーククラブ

三 代表者の氏名

天野 欽也

四 主たる事務所の所在地

東京都府中市美好町三丁目四十六番地の二十六

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、情報化社会におけるICT等を活用して地域のネットワークを構築し、地域社会の重要な問題やニーズに取り組み活動を目的とする。地域社会において市民がふれあう機会の拡充、国際協力や学術、文化、芸術の振興、子どもの健全育成や介護予防に役立つ事業その他趣味・娯楽を楽しむ

ながら多様化した市民活動を行います。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年十月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さわやかステーション東京
- 三 代表者の氏名
新谷 政巳
- 四 主たる事務所の所在地
東京都北区豊島一丁目十二番三〇四号 TKハイム王子
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象に、地域社会と保健、医療、福祉分野に従事する人々の協力を得ながら、高齢者等のニーズに応じた情報や福祉サービスの提供、普及啓発、生活支援等を行うことで、住み慣れた地域にいつまでも安心して暮らし続けることの出来る社会実現に寄与することを目的とする。同時に、官公庁、地方公共団体、地域住民団体の協力を得ながら、子育て家庭や高齢者家庭等の地域住民の住む住宅、マンション、ビル等の管理に係るユニバーサルデザイン、防災防犯等に関する相談・調査・研修等を行うとともに、住居物の管理運営・設備の維持管理、保全に関する適切な助言や技術支援を行うことにより、周辺地域の安全とコミュニティの育成を図り、市民生活の向上、地域のまちづくりに貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年十月三十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人難病ネットワーク
- 三 代表者の氏名
恒川 信一
- 四 主たる事務所の所在地
東京都八王子市みなみ野四丁目二十五番一―三二二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は難病患者及び、小児慢性疾患患者とその家族、関係者を対象として、一般国民に難病と呼ばれる疾病の理解と啓蒙を行い、対象者をサポートし、一般人と同様に尊厳を持ち、差別なく快適に暮らせる環境と社会を構築することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日
平成二十八年十月三十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人すみだ学習ガーデン
- 三 代表者の氏名
高林 眞理
- 四 主たる事務所の所在地
東京都墨田区東向島二丁目三十八番七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、墨田区民を中心とした一般市民に対して、その生きがいと健康を増進し、生涯学習の機会の提供・学習情報の提供と相談・各種団体等の活動支援などの事業を通じて、市民の多様な実践活動を支援することによ

り、豊かな地域づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十九年一月十日
東京都多摩建築指導事務所長
金子 博
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名
小平市花小金井南町二丁目千 立川市泉町九百三十五―二百十六番一から同番四まで、十八
千二百十七番一、同番十二か 大和ハウス工業株式会社
ら同番十四まで、同番十七及 支配人 八友 明彦
び同番十八
- 東久留米市金山町一丁目九百 武蔵野市吉祥寺北町一丁目三十三番一及び九百三十四番 二十九番一号
兼六土地建物株式会社
代表取締役 鍵市 恒成
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年一月十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年一月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称) 神宮前計画
- 二 店舗所在地 渋谷区神宮前一丁目五番十ほか
- 三 設置者名 原宿タウン特定目的会社
- 四 設置者住所 港区元赤坂一丁目一番八号株式会社赤坂国際会計内
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定
- 六 新設をする日 平成二十九年九月三十日
- 七 店舗面積の合計 四千十三平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗北西側 六十四台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗北西側 十六台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 七十九平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 二十二・十八立方メートル
- 十二 小売業を行う者の開店時刻 午前七時ほか
- 十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時
- 十四 来客が駐車場を 午前六時四十五分から午後十時三

利用することが十分までできる時間帯

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗東側

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで

十七 届出日 平成二十八年十二月十三日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 平成二十九年一月十日から同年五月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、平成二十九年一月十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年一月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 オーケー町田小川店
- 二 店舗所在地 町田市小川六丁目十三番十九号
- 三 設置者名 友井 貞雄
- 四 設置者住所 町田市小川六丁目十二番三十三号
- 五 変更前の店舗名 (仮称) オーケー町田小川店
- 六 変更後の店舗名 オーケー町田小川店
- 七 変更前の店舗所在地 町田市小川千五百六十七番一ほか
- 八 変更後の店舗所在地 町田市小川六丁目十三番十九号
- 九 変更前の設置者住所 町田市小川千五百六十番地
- 十 変更後の設置者住所 町田市小川六丁目十二番三十三号
- 十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 オーケー株式会社
- 十二 変更前の小売業者の住所 大田区仲六郷二丁目四十三番二号
- 十三 変更後の小売業者の住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号
- 十四 変更前の小売業者の代表者名 飯田 勸
- 十五 変更後の小売業者の代表者名 二宮 涼太郎
- 十六 変更日 平成二十八年九月十九日ほか

十七	届出日	平成二十八年十二月十三日
十八	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十九	縦覧期間	平成二十九年一月十日から同年五月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
二十	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	オーケー多摩大塚店
二	店舗所在地	八王子市大塚六百二十九番地の一
三	設置者名	西川 誠二
四	設置者住所	八王子市大塚五百五十六番地
五	変更を行った小売業者の氏名又は名称	オーケー株式会社
六	変更前の小売業者の住所	大田区仲六郷二丁目四十三番二号
七	変更後の小売業者の住所	神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号
八	変更前の小売業者の代表者名	飯田 勸
九	変更後の小売業者の代表者名	二宮 涼太郎
十	変更日	平成二十八年九月十九日ほか
十一	届出日	平成二十八年十二月十三日
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十三	縦覧期間	平成二十九年一月十日から同年五月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	オーケー南大沢店
二	店舗所在地	八王子市上柚木三丁目十三番一
三	設置者名	オーケー株式会社
四	設置者住所	神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号
五	変更前の設置者住所	大田区仲六郷二丁目四十三番二号
六	変更後の設置者住所	神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号
七	変更前の設置者の代表者名	飯田 勸
八	変更後の設置者の代表者名	二宮 涼太郎
九	変更を行った小売業者の氏名又は名称	オーケー株式会社
十	変更前の小売業者の住所	大田区仲六郷二丁目四十三番二号
十一	変更後の小売業者の住所	神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号
十二	変更前の小売業者の代表者名	飯田 勸
十三	変更後の小売業者の代表者名	二宮 涼太郎
十四	変更日	平成二十八年九月十九日ほか
十五	届出日	平成二十八年十二月十三日
十六	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十七	縦覧期間	平成二十九年一月十日から同年五月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十八	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	スーパー大原
二	店舗所在地	板橋区大原町四十四番二
三	設置者名	株式会社スーパー大原
四	設置者住所	板橋区常盤台一丁目四十番九一二百一
五	変更を行った小売業者の氏名又は名称	オーケー株式会社
六	変更前の小売業者の住所	大田区仲六郷二丁目四十三番二号
七	変更後の小売業者の住所	神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号
八	変更前の小売業者の代表者名	飯田 勸
九	変更後の小売業者の代表者名	二宮 涼太郎
十	変更日	平成二十八年九月十九日ほか
十一	届出日	平成二十八年十二月十三日
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十三	縦覧期間	平成二十九年一月十日から同年五月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

<p>十四 縦覧時間</p> <p>月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名</p> <p>オーケー小茂根店</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>板橋区小茂根一丁目三十二番二一 一 号</p> <p>三 設置者名</p> <p>有限会社春栄商事</p> <p>四 設置者住所</p> <p>板橋区小茂根四丁目六番一 号</p> <p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p> <p>オーケー株式会社</p> <p>六 変更前の小売業者の住所</p> <p>大田区仲六郷二丁目四十三番二 号</p> <p>七 変更後の小売業者の住所</p> <p>神奈川県横浜市西区みなとみらい 六丁目三番六号</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名</p> <p>飯田 勸</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名</p> <p>二宮 涼太郎</p> <p>十 変更日</p> <p>平成二十八年九月十九日ほか</p> <p>十一 届出日</p> <p>平成二十八年十二月十三日</p> <p>十二 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一 号)</p> <p>十三 縦覧期間</p> <p>平成二十九年一月十日から同年五 月十日まで。ただし、東京都の休 日に関する条例(平成元年東京都 条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十</p>
<p>分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六條第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同條第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年一月十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)に到着するよう提出してください。</p> <p>平成二十九年一月十日</p>	<p>一 店舗名</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>八重洲セントラルパークビル</p> <p>三 設置者名</p> <p>中央土地株式会社</p> <p>四 設置者住所</p> <p>中央区日本橋二丁目三番二十一 号</p> <p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数</p> <p>店舗内ほか 百二台</p> <p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数</p> <p>店舗内 五十一台</p> <p>七 変更前の駐車場の出入口の</p> <p>三か所 店舗東側ほか</p>
<p>数及び位置</p> <p>一か所 店舗東側</p> <p>平成二十九年八月十三日</p> <p>平成二十八年十二月十二日</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)</p>	<p>十二 縦覧期間</p> <p>平成二十九年一月十日から同年五月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十三 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。